

議案第 2 号

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

苫小牧市長職務代理者

苫小牧市副市長 木 村 淳

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を次のように改める。

- 4 令和 6 年 1 2 月 1 日から同月 3 1 日までの間に限り、副市長及び教育長の給料額は、別表第 1 号の規定にかかわらず、同表に定める額に 1 0 0 分の 9 0 を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

理 由

本年 1 2 月に限り、副市長及び教育長の給料月額を 1 割減額するため、関係規定を整備する。

議案第 3 号

苫小牧市税条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

苫小牧市長職務代理者

苫小牧市副市長 木 村 淳

苫小牧市税条例の一部を改正する条例

苫小牧市税条例（昭和 2 5 年条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 7 条第 3 項ただし書及び第 1 4 6 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、関係規定を整備する。

議案第 4 号

苫小牧市テクノセンター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

苫小牧市長職務代理者

苫小牧市副市長 木 村 淳

苫小牧市テクノセンター条例の一部を改正する条例

苫小牧市テクノセンター条例（平成 1 0 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表の 2 の表中

半自動溶接機	1 台	1, 0 0 0 円
精密高速旋盤	1 台	8 0 0 円

を

精密高速旋盤	1 台	1, 2 0 0 円
半自動溶接機	1 台	1, 0 0 0 円

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

機器の更新に伴い、使用料の額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 5 号

苫小牧市建築基準法施行条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

苫小牧市長職務代理者

苫小牧市副市長 木 村 淳

苫小牧市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

苫小牧市建築基準法施行条例（昭和 4 3 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項第 1 号中「以下第 2 号」を「次号」に改める。

第 5 9 条の 3 第 1 項中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 2 項中「第 1 8 条第 2 1 項」を「第 1 8 条第 3 0 項」に、「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 8 条第 1 6 項」を「第 1 8 条第 2 0 項」に改める。

第 5 9 条の 3 の 2 中「第 1 8 条第 1 9 項」を「第 1 8 条第 2 8 項」に改める。

別表 5 中「第 1 8 条第 2 4 項第 1 号」を「第 1 8 条第 3 8 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 6 号

苫小牧市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の
一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

苫小牧市長職務代理者

苫小牧市副市長 木 村 淳

苫小牧市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の
一部を改正する条例

苫小牧市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成 2 5
年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、
「2 年以上水道」を「3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下
この項において「水道等」という。）」に改め、「者」の次に「（1 年 6 か月以
上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同
条第 2 号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工
学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又
はこれらに相当する課程」に、「3 年以上水道」を「4 年以上水道等」に改め、
「者」の次に「（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
に限る。）」を加え、同条第 3 号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短
期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を

加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（２年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第８号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第１０号とし、同条第７号中「若しくは第２号に規定する課程及び学科目又は第３号若しくは第４号」を「から第６号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の２分の１以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第９号とし、同条第６号中「１年以上、」を「２年以上、」に、「２年以上水道」を「３年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第１号の卒業者にあつては１年以上、第２号の卒業者にあつては１年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第８号とし、同条第５号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（５年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第７号とし、同条第４号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「者」の次に「（３年６か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第５号とし、同号の次に次の１号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、８年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第４条第３号の次に次の１号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修

めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6か月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「土木工学以外の」を「、」に、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目」を「の課程並びにこれらに相当する課程以外の課程」に、「当該学科目」を「当該課程」に改め、「（この号において「専門職大学前期課程」という。）」を削り、「専門職大学前期課程の」を「同法による専門職大学の前期課程の」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を

「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第5条第2項中「1,000立方メートル」を「10,000立方メートル」に改め、「については」の次に「、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と」を加え、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、「2分の1以上」との次に「、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6か月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6か月以上」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

理 由

水道法施行令等の改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、関係規定を整備する。